

府内遊漁船業登録業者 各位

大阪府環境農林水産部水産課長

遊漁者のくろまぐろの採捕の制限に係る瀬戸内海広域漁業調整委員会
指示等について（通知）

日頃から、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）の遵守に努めていただきお礼申し上げます。

この度、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第43号の3（3）の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、別添のとおり令和5年7月7日付けで公示されましたので、お知らせします。

この結果、上記の広域漁業調整委員会指示に基づき遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間は、令和5年7月10日から令和5年7月31日までとなります。

つきましては、くろまぐろの小型魚に加え、大型魚も禁止期間中は採捕しないよう、御協力をいただきますようお願いいたします。

規制内容の詳細のリンク先については、以下の水産庁ホームページをご確認ください。

水産庁ホームページ「クロマグロを対象とする遊漁者・遊漁船業者の皆様へ」

トップ https://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/y_kuromaguro/kyouryokuirai.html



【参考条文】

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）

（広域漁業調整委員会の指示）

第二十一条 広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権（第八十三条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場に係る漁業権又は入漁権に限る。）の行使を適切にし、漁場（同条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行うものに限る。）の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

2-4 （略）

【お問合せ先】

水産課 指導・調整グループ

担当：島・久保

電話：06-6210-9613（直通）

FAX：06-6210-9611

E-mail：ShimaRy@mbox.pref.osaka.lg.jp

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長公示第七号

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十三号3(3)の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ(大型魚)の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和五年七月七日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井一郎

令和五年七月十日から令和五年七月三十一日まで